

議案第 123 号

平成 26 年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度三重県伊賀市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 11, 174 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 045, 971 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成 26 年 12 月 3 日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄